

第 16 回豊川市地域公共交通会議議事録

- 1 日 時：平成 25 年 3 月 25 日（月）
午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分
- 2 場 所：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室
- 3 出席者：

柴山卓也委員	（愛知県地域振興部交通対策課 尾崎弘幸代理出席）
富安隆徳委員	（豊鉄バス株式会社）
清水康朗委員	（豊鉄タクシー株式会社 上村正美代理出席）
長崎三千男委員	（公益社団法人愛知県バス協会 富山純史代理出席）
鈴木榮一委員	（愛知県タクシー協会豊川蒲郡支部）
林 貞男委員	（豊川市連区長会）
夏目光季委員	（一宮地区区長会）
渡辺晴美委員	（音羽連区）
鈴木忠利委員	（御津連区）
諸永敬典委員	（小坂井連区）
鈴木 至委員	（豊川市老人クラブ連合会）
中野瑳紀子委員	（こすもすの会）
西尾和晴委員	（中部運輸局愛知運輸支局）
長坂和俊委員	（愛知県交通運輸産業労働組合協議会）
大嶽弘次委員	（愛知県東三河建設事務所）
衆名利幸委員	（愛知県豊川警察署 大久保歩代理出席）
伊豆原浩二委員	（愛知工業大学）
廣畠康裕委員	（豊橋技術科学大学）
山脇 実委員	（市長）
竹下一正委員	（市市民部長）
渥美昌之委員	（市健康福祉部長）
竹本和男委員	（市建設部長）
- 4 オブザーバー：斎藤誠一（豊橋市都市計画部都市交通課）
　　請井洋一（新城市総務部行政課）
- 5 欠席者：伊奈委員 稲垣委員
- 6 事務局：松崎次長、飛田地域安心課長、中野課長補佐、安藤係長、杉下主任、梅田
- 7 傍聴人：3 人
- 8 次 第
 - (1) 協議事項
 - 平成 25 年 5 月からの見直し路線の運行計画（案）について
 - 生活交通ネットワーク計画の変更について
 - 事業評価について
 - 来年度の事業について
 - (2) 報告事項
 - 豊川市コミュニティバスの利用状況
 - 西浦豊橋線の廃止申し出に関する協議結果の報告

8 議事内容

事務局： 本日は、皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議題に入る前に、本日の会議には、傍聴を希望される方がお見えになります。今回の議題の内容をみましても傍聴に差し支えないと思われますので、事務局の判断で今回の会議は公開とさせていただきますのでご了承お願ひいたします。最初に本日の資料のご確認をお願いいたします。委員の皆様に本日の会議のレジメをお配りさせていただいておりますが、レジメの下に先日送付いたしました資料も含めて、配布資料の一覧をのせております。これらの資料がお手元にありますかご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。お手元がない場合は、こちらで用意しておりますので、お申し出ください。なお、本日は、中部地方整備局名古屋国道事務所の稻垣光正委員と豊川子育てネットの伊奈克美委員が欠席されております。また、本日の会議は、愛知県の柴山卓也委員の代理として尾崎弘幸様、豊鉄タクシー(株)の清水康朗委員の代理として上村正美様、愛知県バス協会の長崎三千男委員の代理として富山純史様、愛知県豊川警察署の葉名利幸委員の代理として大久保歩様に出席いただいています。また本日の会議には、豊橋市都市計画部都市計画課の斎藤誠一様と新城市総務部行政課の請井洋一様がオブザーバーとして参加していただいています。

それでは、これより第16回豊川市地域公共交通会議を開催します。はじめに会長である山脇市長から一言ご挨拶させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

会長： 本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、豊川市地域公共交通会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、日ごろから市制にご理解ご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。本日の会議は、平成24年度最後の地域公共交通会議になります。この1年間、委員の皆さまには、ご多忙にもかかわらず、会議にご出席いただき、本市の公共交通についてご尽力をいただきまして、ありがとうございました。いよいよ5月に新市民病院が開院を迎えます。新市民病院につきましては、市民の皆様の関心も非常に高く、長い間開院をお待たせいたしましたが、皆様から愛され、信頼される市民病院となるように努力してまいります。本日の会議では、新市民病院の開院に向けて、検討しています市内バス路線の最終案について協議をお願いすることになります。今後多くの市民の皆様から利用されるバス路線のために、本日も委員の皆様から貴重なご意見、ご議論を賜りますようお願ひいたします。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： なお、山脇市長はこれから次の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(市長退席)

事務局： それでは座長、進行をよろしくお願ひします。

座長： 会議の進行に入らせていただきますが、始めに本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日は、愛知県交通運輸産業労働組合協議会の長坂和俊委員と豊川市建設部の竹本和男委員にお願いします。では、次第に沿って会議を進行させていただきます。次第2協議事項（1）「平成25年5月からの見直し路線の運行計画（案）」と協議事項（2）「平成25年度生活交通ネットワーク計画の変更」については、関係する内容ですので、併せて事務局より説明お願ひします。

事務局： それでは、協議事項（1）「平成25年5月からの見直し路線の運行計画（案）」につい

て説明させていただきます。前回の会議では、各路線のルート変更案に基づき、バス停の設置案、運行本数、ダイヤ案について協議していただきました。今回は、前回の協議内容を基に、最終的な運行計画案を示させていただきますので、よろしくお願ひいたします。最初に広域路線の豊鉄バス新豊線・豊川線の運行計画案になりますが、その前に、前回会議で協議中でありました内容について説明させていただきますので、資料1ページ左側をご覧ください。前回の会議の中で、豊川体育館付近の姫街道沿いに設置するバス停の位置については、協議中であることを説明させていただきましたが、今回、道路管理者、公安と協議を行い、それから周辺住民の方にもご理解を得て、設置場所が決まりましたので、資料に示させていただきました。図の赤い●が新規バス停の位置になります。現地の写真をお付けしていますので、併せてご覧ください。バス停の名称については、「豊川体育館前バス停」と区別するために、「豊川体育館前西バス停」とします。資料右側には、豊川体育館付近にバス停が増えますので、行先別に停車するバス停を整理していますが、どの便も、バス停前を通る場合には停車することになります。一番上の①豊橋方面からくる便についてですが、新市民病院に向かう場合は、「豊川体育館前バス停」と「豊川体育館前西バス停」の2箇所のバス停に停車します。運行本数については、平日33本、休日19本あります。また、新市民病院を経由せずに豊川駅方面に向かう場合は、現在と同じ、「豊川体育館前バス停」の1箇所に停車します。運行本数は、平日5本、休日8本あります。その下の②豊川駅方面から来る便については、新市民病院に向かう場合は、「豊川体育館前西バス停」に停車します。新市民病院を経由せずに豊橋駅方面に向かう場合は、現在と同じ、「豊川体育館前バス停」に停車します。運行本数については、後ほどご確認お願ひします。一番下の③新市民病院方面から来る便については、豊川駅方面に向かう場合は、「豊川体育館前西バス停」の1箇所に停車し、豊橋駅方面に向かう場合は、「豊川体育館前西バス停」と「豊川体育館前バス停」の2箇所のバス停に停車します。運行本数については、後ほどご確認お願ひします。以上で協議中でありましたバス停設置についての説明を終わります。続きまして、運行計画案について説明させていただきますので、資料2ページをご覧ください。2ページから5ページまでに、平成25年5月1日からの新豊線・豊川線の運行計画案をまとめております。2ページには、路線図を付けさせていただきました。現在の路線を緑色の線と黒の点線で、変更するルートは、赤い線で示させていただきました。黒色の点線は、変更後廃止する区間となります。運行ルートは、前回の内容から変更はありません。豊川体育館前から姫街道を通り、新市民病院まで延伸する。それから、図の右上、東曙町本野原バス停間で、商業施設を経由するルートに見直しを行ないます。資料上に見直しされた区間の延長キロをまとめていますが、豊川体育館～豊川市民病院までが2.7km、東曙町～本野原バス停間は1.0kmとなります。バス停についてですが、新規バス停を赤色で示させていただきました。現地の写真もお付けしましたので併せてご確認お願ひします。また、図の中、四角い枠の中の数字は、バス停間の距離を表わしています。豊川体育館前西バス停を除く、新規バス停の設置場所については、前回会議から変更はありません。新規バス停は、豊川市民病院、八幡駅口、野口町、諏訪西町、豊川体育館前西、大堀町バス停の6ヶ所になります。なお、野口町、諏訪西町バス停は、豊川国府線、音羽線、御津線と共にバス停になります。また、図の右上になります豊川駅方面の本野原バス停については、ルート変更に伴い、移設します。それから、資料中ほどになります、現在の「豊川市民病院」バス停の名称についてですが、市民病院移転後は、

バス停名称を「南大通4丁目」に変更します。次にダイヤ案を資料3ページ、4ページをまとめていますので、ご覧ください。3ページが豊川線、4ページが新豊線のダイヤとなります。運行本数については、前回の会議で説明しましたとおり、新豊線・豊川線ともに現在と同じ本数を確保していますが、新市民病院までルートを延伸するため、新市民病院を発着とする便あるいは新市民病院を経由しない便がありますので、各ダイヤの上に、運行本数と新市民病院を発着とする便と新市民病院を経由しない便数を整理させていただきました。例えば、3ページ上の豊川線の豊川駅方面の平日ダイヤをみると、運行本数27便のうち、豊川市民病院を経由しない便が5便、豊川市民病院を経由して豊川駅に行く便が12便、豊川市民病院が終点となる便が9便、そして、豊川体育館前止まりの便が1便あります。同様に休日ダイヤ、それから資料下の豊橋駅方面の平日休日ダイヤについても整理させていただきましたので、後ほどご確認お願いいたします。次に4ページに示しました新豊線のダイヤについてですが、資料左側の新城方面の便は、平日・休日ともに全便、豊川市民病院を経由します。運行本数は、現在と同じ、平日12便、休日6便運行します。資料右側、豊橋駅方面では、平日・休日ともに第1便が豊川市民病院を経由しない便となります。その他の便については、豊川市民病院を経由します。運行本数は、現在と同じ平日10便、休日7便運行します。以上で運行ダイヤの説明を終わりますが、詳しいダイヤに付きましては、後ほどご確認お願いいたします。資料5ページをご覧ください。運賃体系について説明させていただきます。資料には、見直し後の運賃表を付けさせていただきました。表の中、青色の点線で囲んだ区間が、今回新たに料金設定した区間となります。資料左下に、市内ゾーン制運賃の概要図をお付けしていますのでご覧ください。豊川市内の運賃体系につきましては、見直し後も現在のゾーン制運賃（同一ゾーン内は200円、ゾーンを跨ぐ場合は、300円）を適用します。今回、延伸されます新市民病院は、西ゾーンに位置されますので、西ゾーンの正岡～新市民病院の運賃は、200円となります。次に、東ゾーンから西ゾーンの新市民病院に行く場合については、ゾーンの境界である豊川体育館前バス停を経由しないので、運賃体系を維持するために、新たに豊川体育館前西バス停を豊川体育館前バス停と同様にゾーンの境界バス停とし、運賃体系の維持を図ります。東ゾーンから新市民病院方面に行く場合のゾーンの境界は、豊川体育館前西バス停となりますので、ご確認お願いします。豊川市外への運賃など、詳しい運賃につきましては、後ほど運賃表でご確認お願いいたします。以上が豊鉄バス㈱新豊線・豊川線の運行計画変更案となります。今回の変更案につきましては、新豊線・豊川線が運行している豊橋市、新城市さんにも内諾を得ております。今回示しました内容で見直ししてよろしいかどうか、委員の皆さま後ほど内容をご確認いただき、よろしければ、承認のほどよろしくお願いいたします。続きまして、コミュニティバスの変更案について説明させていただきますので、資料6ページをご覧ください。資料には、25年5月1日に見直す路線の一覧表をお付けしています。見直す路線は、基幹路線6路線と御油地区の地域路線になります。表の中、黄色の枠に、前回の内容からの変更点をまとめています。豊川国府線、一宮線、音羽線、御津線については、新豊線・豊川線の運行ダイヤに伴い、共有するバス停で到着時間の重複を避けるためにダイヤの微修正を行ないました。また、その他の主な変更点については、7ページにまとめておりますので、ご覧ください。主な変更点は、2点ほどあります。1点目は、資料左側になりますが、豊川国府線、音羽線、御津線の豊川市民病院と名鉄八幡駅を経由する順序の変更を行なっております。資料上の変更前の順序では、

黒い点で囲った交差点になりますが、姫街道から進入して、右折し、名鉄八幡駅を経由した後、右折して市民病院を経由することになっていましたが、市民病院開院後は、周辺道路の交通量が増加することが予想されます。そのため、右折を繰り返すことで、運行ダイヤの乱れが生じる可能性があります。その下に変更案を示させていただきましたが、先に市民病院を経由し、その後、左折して名鉄八幡駅を経由した後、左折して姫街道に向かう順序に変更を行ないます。変更の2点目は、資料右側をご覧ください。千両三上線のダイヤ案についてですが、前回会議で利用者が多い千両方面から新市民病院へのアクセスを見直した方がいいのではという意見をいただきましたので、事務局で変更案を検討してきました。資料上が、前回会議のダイヤ案、下が、会議後に見直したダイヤ案となります。ダイヤの微修正だけでは、改善することが難しかったので、変更案では、前回のダイヤ案に、早い時間に運行する便を加えました。資料では、赤字で増便と記しているダイヤになります。始発時間については、豊川国府線との乗継時間を考慮して、第1便を7:08に設定しております。この場合の市民病院へのアクセスは、千両三上線が、7:25分に豊川駅前に到着します。5分待ちますと、7:30に豊川国府線が、国府駅方面に出発し、市民病院着は7:55となり、病院の受付開始時間の8:00に間に合うことができます。また、第2便については、前回示しましたダイヤ案に大きく影響しないようにするため、豊川駅前から上千両集会所に折り返す便としています。3便、5便については、なるべく豊川国府線、新豊線・豊川線との乗継時間を短縮するために、ダイヤを4、5分微修正していますので、後ほどご確認お願いいたします。以上で前回会議からの変更点についての説明を終わらせていただきます。続きまして、運行計画案について説明させていただきますので、資料8ページをご覧ください。最初に運賃についてですが、資料には、見直し後の運賃体系をまとめております。前回会議で説明しましたとおり、見直し後の運賃体系につきましても、現在のゾーン制運賃を継続していきますので、1つのゾーン内での利用は200円、ゾーンを超えて利用した場合は、300円となります。また、乗り継ぎした場合でも、現在と同様の運賃体系を継続します。それから、国府駅から新たに結ばれます「ゆうあいの里」までの運賃は200円とするため、変更後は、「ゆうあいの里」バス停は、「豊川体育館前バス停」と同様に東西のそれぞれのゾーンに属するバス停となります。そして、乗継券を発行するバス停を黄色で示していますが、新たに「ゆうあいの里バス停」、「豊川市民病院バス停」で発行します。その他の料金設定につきましては、変更はありませんので、詳しい内容につきましては、後ほど資料でご確認お願いします。続きまして、各路線の運行計画案について説明させていただきますので、資料9ページ、10ページをご覧ください。豊川国府線の運行計画をまとめています。9ページ左側には、運行概要をまとめています。見直し後に、追加・変更になる箇所を赤字で示させていただきました。9ページ右側には、現在のダイヤと、見直し後のダイヤを付けさせていただきました、そして、10ページは、路線図をお付けしています。現在のルートを赤い線、延長するルートを水色で示させていただきました。それから、新規バス停は、赤字、移設するバス停は、緑色で示させていただきました。資料には、設置場所の写真をお付けしていますので、併せてご覧ください。また、黒い枠で囲っている数値は、バス停間の距離を表わしています。ルート、それから新規バス停の設置場所は、前回から変更はありません。ルートの見直しは、2ヶ所あります。1つ目は、名鉄八幡駅と新市民病院を結ぶルートに見直しを行ないます。2つ目は、図の上、国府駅とゆうあいの里を結ぶ路線に見直しを行ないます。豊川養護学

校へ運行する便がゆうあいの里に行く場合は、北側、上のルートで運行します。豊川養護学校を経由しない便がゆうあいの里まで運行する場合は、南側の下のルートで運行することになります。見直し後の、片道延長キロ数、所要時間ですが、豊川駅前～国府駅は、1. 1 km所要時間40分、国府駅からゆうあいの里までは、養護学校経由の北回りが4. 8 km所要時間12分、上藤井経由の南回りが4. 5 km所要時間10分となります。新規バス停は、平尾市民館、駒場、上藤井、豊川市民病院（新市民病院）バス停、そして、黒字で表わしていますが、ゆうあいの里バス停の5箇所になります。豊川市民病院のバス停については、豊鉄バス（株）新豊線・豊川線、ゆうあいの里小坂井線、音羽線、御津線とバス停を共用、そして、ゆうあいの里バス停につきましては、ゆうあいの里小坂井線とバス停を共用します。また、緑色で示しました国府駅方面の八幡大池バス停についてですが、設置場所の道路拡幅に伴い移設します。見直し後のバス停数は、豊川駅前から国府駅間で20から21箇所に、国府駅からゆうあいの里間で5箇所から9箇所に変更になります。他の路線との乗り継ぎ可能なバス停については、9ページの運行概要にまとめていますので、後ほどご確認お願いいたします。運行ダイヤについては、先程説明させていただきましたが、前回のダイヤ案から、豊川市民病院と名鉄八幡駅の経由する順序を入れ替えた他、新豊線・豊川線と共有するバス停で、到着時間が重なることがないように微修正を行ないました。ゆうあいの里には、開館時間の9:00から17:00に合わせ運行を行ないます。運行本数については、国府駅からゆうあいの里まで片道4便確保しますが、路線の延伸、これまでの利用状況から、国府駅から豊川駅前間の運行本数を片道7本から変更後は片道5本に減便しますので、全体の運行本数は、16便から変更後は12便となります。ダイヤの詳細については、後ほどご確認お願いいたします。運賃体系につきましては、資料8ページで説明させていただきましたが、変更はありません。最後に運行事業者については、引き続き豊鉄バス（株）が小型バスで運行を行ないます。以上が豊川国府線の運行計画案になります。続きまして、ゆうあいの里小坂井線について説明させていただきますので、資料11、12ページをご覧ください。豊川国府線と同様の方法で運行計画案をまとめさせていただきました。12ページには路線図をお付けしています。緑色の線と黒い点線が現在のルート、赤い線が延伸するルート、黒の点線は、変更後廃止するルートになります。変更後のルート及び赤色で示しました新規バス停の位置は、前回から変更ありませんが、4ローソン豊川伊奈店前バス停については、店舗名の変更に合わせ、前回会議からバス停名称を変更しています。変更後のルートは、小坂井町の住宅地、小田渕町、桜町、蔵子を通り、新市民病院を経由するルートに見直しを行ないます。片道延長キロ数については、14. 4 kmから変更後は21 km、所要時間は、43分から67分になります。バス停についてですが、新規バス停は、赤字で示していますが、全部で10箇所あります。豊川市民病院バス停は、豊鉄バス（株）新豊線・豊川線、音羽線、御津線と共用バス停になります。また、緑色で示しました「市役所バス停」は、正面玄関前に移設します。そして、青色で示しました「フロイデンホールバス停」「宿中島バス停」「市民病院バス停」については、路線見直し後に廃止するバス停となります。バス停数は、21箇所から変更後は28箇所となります。他の路線との乗り継ぎ可能なバス停については、後ほど11ページ左側の運行概要の中でご確認お願いいたします。運行ダイヤ、運行本数についてですが、前回会議の示しました変更案から修正はありません。第3便、4便については、豊川駅方面からゆうあいの里に行く利用者を考慮して、第3便を豊川体育館前バス停止まりとし、第4便で、

豊川体育館前バス停でゆうあいの里に折り返す便となります。11ページ左下には、第4便で豊川体育館前バス停からウィズ豊川に折り返す際に通るルートを示させていただきました。第4便だけが図に示したルートで折り返すことになります。運行本数は、片道の延長キロが伸びたため、11便から変更後は10便になります。詳しいダイヤについては、後ほどご確認お願いいたします。運賃体系につきましては、変更はありません。最後に運行事業者については、引き続き豊鉄タクシー㈱がジャンボタクシーで運行を行ないます。詳細については、後ほど資料でご確認お願いします。以上がゆうあいの里小坂井線の運行計画案になります。続きまして、一宮線の運行計画案について説明させていただきますので、資料13、14ページをご覧ください。一宮線につきましては、新豊線・豊川線の変更に合わせてルート変更・ダイヤの見直しを行ないます。14ページに路線図をお付けしましたが、黄色の線と黒い点線が現在のルート、赤い線が変更後のルート、黒の点線は、変更後廃止するルートになります。運行ルート、それからバス停の設置場所については、前回から変更はありません。変更後のルートは、東曙町バス停～本野原バス停間で商業施設の近くを経由するルートになります。延長キロ数は、9.0kmから変更後9.3km、所要時間は20分から変更後22分になります。バス停についてですが、商業施設近くに新たに「大堀町バス停」を設置しますので、変更後のバス停数は17箇所となります。また、図の中、緑色で示させていただきました豊川駅方面の本野原バス停については、変更に伴い、移設します。他の路線との乗り継ぎ可能なバス停については、後ほど13ページ左側の運行概要の中でご確認お願いいたします。運行ダイヤにつきましては、13ページ右側にお付けしていますが、一宮線は、豊川線と接続していますので、豊川線のダイヤに合わせたダイヤに変更しています。運行本数につきましては、現在と同じように平日・休日とも、午前2便・午後2便、合計4便を確保します。詳しいダイヤにつきましては、後ほどご確認お願いいたします。運賃体系につきましては、変更はありません。最後に運行事業者については、引き続き豊鉄バス㈱が中型・大型バスで運行を行ないます。以上が一宮線の運行計画案になります。続きまして、15ページ、16ページをご覧ください。音羽線の運行計画案をまとめています。16ページには路線図をお付けしていますが、紫の線が現在のルート、赤い線が延伸するルートになります。変更後のルート及び赤色で示しました新規バス停の位置は、前回から修正ありません。新市民病院を経由するルートに見直します。変更後の片道延長キロ数については、グリーンヒル音羽発→市役所行は、19.5km、市役所発→グリーンヒル音羽行は20.4kmになります。グリーンヒル音羽から市役所までの所要時間は、62分から変更後63分になります。バス停についてですが、新規バス停は、赤字で示しています豊川市民病院バス停1箇所になります。豊川市民病院バス停は、豊鉄バス㈱新豊線・豊川線、音羽線、御津線と共にバス停になります。バス停数は、33箇所から変更後は34箇所となります。また、緑色で示しました「市役所バス停」は、正面玄関前に移設します。他の路線との乗り継ぎ可能なバス停については、後ほど15ページ左側の運行概要の中でご確認お願いいたします。運行本数については、現在と同じ運行本数を確保します。運行ダイヤについては、前回のダイヤ案から、豊川市民病院と名鉄八幡駅の経由する順序を入れ替えた他、新豊線・豊川線と共有するバス停で、到着時間が重なることがないように微修正を行ないました。詳しいダイヤについては、15ページ右側にお付けしましたので、後ほどご確認お願いいたします。運賃体系につきましては、変更はありません。最後に運行事業者については、引き続き豊鉄タクシー㈱がジャ

ンボタクシーで運行を行ないます。以上が音羽線の運行計画案になります。続きまして、17ページ、18ページをご覧ください。御津線の運行計画案をまとめています。18ページには路線図をお付けしています。青の線が現在のルート、赤い線が延伸するルートになります。変更後のルート及び赤色で示しました新規バス停の位置は、前回から修正ありません。見直し箇所は、音羽線と同様に新市民病院を経由するためにルートを延伸します。変更後の片道延長キロ数については、あかね児童館発→市役所行は、15.1km、市役所発→あかね児童館行は15.3kmになります。あかね児童館から市役所までの所要時間は、45分から変更後51分になります。バス停についてですが、新規バス停は、赤字で示しています豊川市民病院バス停1箇所になります。豊川市民病院バス停は、豊鉄バス㈱新豊線・豊川線、音羽線、ゆうあいの里小坂井線と共にバス停になります。また、緑色で示しました「市役所バス停」は、正面玄関前に移設します。バス停数は、24箇所から変更後は25箇所となります。他の路線との乗り継ぎ可能なバス停については、後ほど17ページ左側の運行概要の中でご確認お願いいたします。17ページ右側にお付けしました運行ダイヤについては、先程説明させていただきましたが、前回のダイヤ案から、豊川市民病院と名鉄八幡駅の経由する順序を入れ替えた他、新豊線・豊川線と共有するバス停で、到着時間が重なることがないように微修正を行ないました。変更後の運行ダイヤでは、新市民病院へのアクセスを多く確保したいと思いますので、始発時間を現在より20分程度早め、第1便を6:50あかね児童館発、豊川市民病院止まりとし、第2便は、市民病院からあかね児童館に折り返します。変更後のダイヤでは、国府駅方面から新市民病院の受付時間の11:00までに3本運行を行います。また、日中の時間帯は、市役所まで運行するダイヤに変更しています。そして、第3便については、御津地区からゆうあいの里へ行くことができるよう、第10便、第12便は、ゆうあいの里からの帰りを考慮し、国府駅で豊川国府線と乗り継ぎができるダイヤに見直しを行なっています。運行本数については、現在と同じ運行本数を確保します。詳しいダイヤについては、後ほどご確認お願いいたします。運賃体系につきましては、変更はありません。最後に運行事業者については、引き続き豊鉄タクシー㈱がジャンボタクシーで運行を行ないます。以上が御津線の運行計画案になります。続きまして、資料19ページをご覧ください。千両三上線の運行計画案になります。千両三上線は、運行ダイヤだけの変更となります。先程説明させていただきましたとおり、前回会議で示しましたダイヤ案に、早い時間に運行する便を加えました。変更後の運行本数は、片道7便、合計14便となります。始発時間については、豊川国府線との乗継時間を考慮して、第1便を7:08に設定しております。また、第2便については、豊川駅前から上千両集会所に折り返す便としています。その他の便につきましては、現在のダイヤを基に、豊川駅での乗り継ぎを考慮してダイヤの修正を行っています。変更前のダイヤと併せ、後ほどご確認お願いいたします。運行ダイヤ・運行本数以外に変更はありませんので、その他の項目については、後ほど資料左側の運行概要でご確認お願いします。資料20ページをご覧ください。御油地区地域路線の運行計画案になります。資料右側に変更後のダイヤをお付けしていますが、御油地区地域路線は、3巡目の運行ダイヤだけ変更します。市民病院からの帰宅を考慮して、市民病院方面から来る御津線から乗継ができるよう、3巡目の国府駅の出発時間を現在の11:30よりも30分遅くし、12:00国府駅発に変更します。その他の便については、現在と同じダイヤで運行します。変更前のダイヤと併せ、後ほどご確認お願いいたします。運行ダイヤ以外に変更はあ

りませんので、その他の項目については、資料左側の運行概要で後ほどご確認お願いします。21ページをご覧ください。見直し後の市内バス路線の全体図になります。資料右上に面積及び人口に対するカバー率をまとめております。数値等は、前回会議から変更等はありませんので、説明を割愛させていただきます。後ほどご確認お願いします。次に、資料22ページ左側に5月1日までのスケジュールを簡単にまとめてありますので、ご覧ください。ただ今説明させていただきました内容が、25年5月1日から変更する路線の最終的な運行計画案になります。委員の皆さまには、後ほど内容をご確認いただき、よろしければご承認のほどよろしくお願ひいたします。承認をいただきましたたら、運行事業者との細部の調整、それから運輸局への認可申請の手続等、運行内容変更に向けて準備を進めます。また、スケジュール表の1番下の周知に関してですが、路線見直しに向けて、バス停設置の準備を進め、それから、バスマップの作成を行ないます。バスマップにつきましては、4月15日号の広報とよかわと併せて全戸配布を行います。また、資料右側にお付けしていますが、4月に説明会を6回開催し、周知を行ないます。日程については、後ほどご覧ください。続きまして、緑色で囲った補助申請につきましては、協議事項(2)「生活交通ネットワーク計画の見直し」になります。今から資料22ページで説明させていただきますので、ご覧ください。コミュニティバスの一部路線では、国の補助メニューを活用して運行を行なっています。昨年6月に提出しました生活交通ネットワークにつきましては、5月1日から運行内容を見直すことに伴い、変更申請を行なう必要があります。資料には、補助対象路線の変更内容についてまとめております。今回の変更は、ダイヤ見直しによる新しい系統の設定や運行回数の変更、また、路線延長による系統キロ数変更に伴う数値の変更となります。表の中で、赤字が、路線見直し後の数値になります。そして、黄色で塗った系統が、今回、補助対象として追加申請する系統となります。補助対象系統数は、6路線8系統から、6路線14系統になります。表の上になります申請番号1-2、1-3の豊川国府線については、ダイヤ見直しにより、豊川駅前と豊川養護学校までを結ぶ便と豊川駅前からゆうあいの里を結ぶ便がそれぞれ1系統として認められるため、今回、追加申請を行ないます。千両三上線については、第1便、第2便の上千両集会所から豊川駅前、ゆうあいの里小坂井線については、第3便、第4便の豊川体育館前からゆうあいの里と第10便の豊川体育館前から西小坂井駅、御津線については、第1便、第2便のあかね児童館から豊川市民病院までの系統がそれぞれ補助対象となります。変更後の系統キロ数、運行回数を基に平成25年度国庫補助金を計算しますと、変更前の28,195千円から変更後の申請額は、29,015千円となります。平成26年度、27年度につきましても資料に示させていただきましたので、後ほどご確認お願いいたします。今回示しました内容を基に、生活交通ネットワーク計画を見直し、必要な書類等を作成し変更申請の手続を行ないたいと思います。委員の皆様、資料をご確認していただき、よろしければ、本計画の作成及び提出、提出書類に関するに関する運輸局との調整につきましては、事務局に一任していただくことも含めて、生活交通ネットワーク計画の見直しについて、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。それでは、協議事項(1)「平成25年5月からの見直し路線の運行計画(案)」及び協議事項(2)「生活交通ネットワーク計画の見直し」についての説明を終わらせていただきます。

座長： 前回議論していただいた中でこういった内容になったということでございます。先に、豊鉄バスの新豊線については、豊橋市と新城市にまたがっている広域路線です。

本日は、豊橋市都市計画部都市交通課の斎藤さんと、新城市総務部行政課の請井さんがオブザーバーで来ていただいているので、この関係についてご意見ございましたら、お願いしたいと思いますので、初めに豊橋市の斎藤さんからお願いします。

オブザーバー： この件については特にご意見ございません。

座長： ありがとうございます。続いて新城市的請井さんお願いします。

オブザーバー： この件については、2月1日に新城市地域公共交通会議で路線の延長、運賃等について報告等議論いたしました、特に意見なしということになっております。

座長： ありがとうございます。豊橋市新城市共に、会議で議論していただきご意見なかつたということでございます。ただいまの事務局の説明を含めまして、ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 先ほど新豊線の路線の延長と運賃についての説明がありました。事前に資料を拝見しまして、私どもも見落としておりまして、5ページと8ページをごらんください。運賃部分のところで、豊鉄バス新豊線・豊川線のゾーン境界ということで、ここに豊川体育館前と豊川体育館前西の2つの停留所が明記され、西ゾーンと東ゾーンのちょうど間に位置しています。実のところ運行上この停留所を設けないと、体育館前で乗降いただけない状況が発生しますので、それを回避するためにこの対応をとらせていただいたのですが、運賃は基本的には同じになっており、そこには両方が境界線だという位置づけがされております。一方8ページの方では運賃制度の中でゾーン制の境界が豊川体育館前とゆうあいの里となっておりますが、これはおそらく豊川体育館前西も、豊川体育館前と同じ停留所という位置づけになっておりますので、そこが新たに加わるのではないか、その部分は加えていただきたいと思います。それともう一度5ページの運賃表ですが、25番の豊川体育館前と33番の豊川体育館前、ここに細かい話で恐縮ですが豊川体育館前西が入ってくるのではないかと思います。

座長： 他にいかがですか。周知の期間があと1か月ほどしかありません。本日ご承認いただければ周囲の皆さんへの周知していただければありがとうございます。よろしいですか。ご意見もないようですので、平成25年5月からの見直し路線の運行計画（案）と、生活交通ネットワーク計画の見直しについてご了承いただいたこととしてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

座長： それではご了承いただいたということで進めたいと思います。続いて、事業評価について事務局から説明をお願いします。

事務局： 協議事項（3）「事業評価」につきまして説明させていただきますので、資料24ページをご覧ください。今年度最後の交通会議となりますので、資料には、平成24年度に取り組んだ内容を、路線別に運行開始後の利用状況に応じた取組と市民病院移転に向けた取組に分けて整理しています。資料左側、利用状況に応じた取組については、コミュニティバス運行開始から1年が経過しましたが、利用者数が伸び悩んでいる路線もありましたので、利用者の確保・拡充するために、回数券を導入したほか、夏休み小学生運賃50円、スタンプラリーなどの取組を行ないました。路線別に見ますと、音羽線、音羽地区地域路線では、地域住民の利便性を向上するために、ルート、運行ダイヤの見直しを行ない、御津地区地域路線では、利用者を確保するために周知活動を行ない、そして、一宮地域路線では、定員超過による臨時便の運行回数が多く発生していましたので、運行ルートを2系統から3系統に見直しを行ないました。資料右

側にまとめています市民病院の移転に向けた取組につきましては、本日の協議内容でもありましたので、説明は割愛させていただきます。資料25ページをご覧ください。地域公共交通総合連携計画に定めた平成25年度の目標数値に対する、現時点の達成状況をまとめています。資料左上には、連携計画に定めた目標の項目と、路線再編前の21年度の実績値と25年度の目標値をお付けしています。その下から、24年度の実績値を基に達成状況をまとめています。最初に目標1の市内を運行するバス路線の増加については。25年度の目標は年9万人ですが、24年度の利用者数は、3月の利用者数が見込みになりますが、71,207人となります。目標値に対する達成度は79%となっています。資料右上になりますが、目標2「公共交通の利便性の市民満足度の向上については、来年度アンケート調査を実施し満足度を把握しますので、現時点では、空欄としています。その下の目標3「地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数」地域路線の路線数については、25年度の目標4地域に対し、既に4地域で運行を開始していますので、目標を達成しています。最後に目標4「市内を運行するバス路線の収支率の向上」については、24年度の収支率が出ていませんので、23年度の基幹路線の収支実績9.9%を用いて達成度を示させていただきました。25年度の目標収支率は13%ですので、達成度は、76%となります。資料26ページには、各路線の目標としている利用者数及び収支率に対する達成度をまとめていますので、ご覧ください。資料上には、路線別に利用者数と収支率の目標値、実績値、達成度をまとめた表をお付けしています。達成度が赤字で示した路線は、目標を達成していることになります。利用者数、収支率の両方の目標を達成している路線は、音羽地区地域路線の1路線となっています。それから、利用者数、収支率のどちらかの目標を達成している路線は、千両三上線、ゆうあいの里小坂井線、一宮線、一宮地区地域路線の4路線、その他の5路線は、いずれも目標値に届いていない状況となっています。その下には、路線別に24年度の月ごとの利用者数と23年度の収支実績をまとめた表をお付けしていますので、後ほどご覧ください。資料下には、今年度の取組内容と目標に対する達成状況を踏まえて、事業の評価をまとめました。事業の評価は、連携計画に基づく評価と国の補助メニューに基づく事業評価にわけています。最初に

(1) 地域公共交通総合連携計画に基づく事業の評価についてですが、今年度は、一部路線で運行開始後に生じた課題に対応するため、昨年10月に見直しを行ないました。また、コミバス運行開始一周年事業として回数券の導入、スタンプラリーなどの利用促進施策を実施し、利用者の拡充を図りました。その結果、利用者数は、前年同月と比較して、いずれの月も増加している結果となっています。しかしながら、連携計画で定めた目標達成状況をみると、今後も利用者数を拡充することが課題と考えています。課題については、平成25年度は、連携計画の短期計画期間の最終年度となります。5月1日から変更する路線の利用状況などから評価を行い、対応を検討することを予定しています。続きまして、地域公共交通確保維持改善事業に基づく事業評価について説明させていただきますので、資料27ページをご覧ください。現在コミュニティバスの一部の路線については、国の補助メニューであります「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」制度を活用し実施しています。実施要領では、地域公共交通会議において、補助対象路線に関するこれまでの事業の実施状況の確認、評価を行う「事業評価」を行い、その評価結果を中部運輸局愛知運輸支局に報告すること

になっています。今回事務局において、所定の様式を用いて補助対象路線の運行事業に対する評価案を作成いたしましたので、委員の皆様には内容を確認していただき、ご意見などがあればいただきたいと思います。いただきました意見を踏まえ、中部運輸局愛知運輸支局に提出させていただきますのでよろしくお願ひいたします。事業評価案には、表の左から補助対象事業者等、事業概要、①事業実施の適切性②目標・効果達成状況③事業の今後の改善点を記載しています。最初に補助対象事業者等については、補助対象路線とその運行事業者名を記載しています。補助対象路線は、豊川国府線、千両三上線、ゆうあいの里小坂井線、音羽線、御津線、そして、地域路線の一宮地区地域路線の全部で6路線8系統が補助対象路線になります。その右の事業概要には、補助対象となる運行区間を記載していますので、後ほどご確認お願ひします。評価についてですが、最初に「①事業実施の適切性」については、24年10月に見直しを行ない、計画のとおり実施していますので、表の左上の欄外の評価基準から、「事業が計画に位置づけられたとおり適切に実施された」と考え評価をAとしています。次に、②目標・効果達成状況についてですが、29ページの実績を用いて、各路線の目標利用者数と収支率に対する達成度をまとめています。現時点で目標を達成している補助対象路線は、一宮地区地域路線だけとなっていますので、評価につきましては、評価基準から、「事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった」と考えBとしています。次に資料右、③事業の今後の改善点については、目標達成に向けての見直し・改善点をまとめています。表には、豊川市コミュニティバス全体の改善点と路線別の改善に分けて記載しています。最初に一番上の豊川市コミュニティバス全体の改善点としては、新市民病院を経由するために5月1日から運行内容を変更することを中心まとめています。また、各路線についても、豊川国府線、千両三上線、ゆうあいの里小坂井線、御津線については、市民病院移転に伴う運行ルート、ダイヤ見直しによる改善、また、音羽線、一宮地区地域路線については、昨年10月に実施した見直しの内容をまとめていますので、のちほどご確認お願ひいたします。以上の内容をまとめたものが事業評価となります。所定の様式だけでは、今年度取組した内容がわからない点もあると思いますので、28ページから30ページに参考としてお付けした資料を添付して提出させていただきたいと思います。28ページ29ページは、今年度実施したアンケート調査の結果となります。以前会議でお付けしましたものになりますので、後ほどご覧ください。それから、資料30ページについては、今回、初めてお示しする資料になりますのでご覧ください。国府駅から市役所の区間では、豊川国府線、音羽線、御津線が同じルートで運行しています。利用者がこの3路線に分散している可能性がありますので、このページでは、これまでの利用実績を用いて、国府駅から市役所間でどの位の利用があるのかをまとめております。資料右側には、豊川国府線の利用者と、国府駅～市役所間で、音羽線又は御津線を利用した人数をまとめた表をお付けしています。そして、その表を棒グラフにしたものをお資料左下にお付けしています。赤色は、豊川国府線の利用者数を示しています。ここで、資料の訂正になりますが、25年2月の豊川国府線の利用者数の数字が抜けています。25年2月の豊川国府線の利用者数は、766人となりますので、よろしくお願ひいたします。次に、青色は、国府駅から市役所の間で音羽線又は御津線を利用して乗降した人数を示しています。そして、水色は、国府駅から市役所の間

で、音羽線又は御津線を利用して乗車した又は降車した人数を示しています。各月の利用者数を整理しますと、一ヶ月の平均利用者数は、豊川国府線の利用者数が 757 人、国府駅から市役所間で音羽線・御津線の車両で乗降した人数が 131 人となります。豊川国府線が運行している区間で、豊川国府線の利用者とは別に 131 人の利用者がいることを示しています。この人数を豊川国府線の利用者数として加えますと、利用者数は、現在の豊川国府線の利用者数の 1.2 倍という結果になります。また、音羽線・御津線を利用して乗車又は降車した人数 158 人を含めますと現在の豊川国府線の利用者数の 1.4 倍となります。豊川国府線の利用者は、伸び悩んでいますが、運行している区間は、需要のある区間なのではと考えることができます。5月に見直しを行ないますので、見直し後の利用状況により利用者数に変化があるかもしれませんので、来年度は、もう少し詳しい内容がわかる調査を実施したいと考えています。ただ今説明しました資料も併せて運輸局に提出させていただきたいと思います。以上で事業評価についての説明を終わらせていただきますが、委員の皆さん、資料を再度ご確認いただき、ご意見などがあればいただきたいと思います。いただきました意見を参考に、提出書類の見直しを行ない、運輸局に提出させていただきます。提出後の運輸局との調整などにつきましては、事務局に一任していただくことも含め、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。また、事業評価の結果につきましては、次回以降の地域公共交通会議でご報告させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。それでは、協議事項（3）「事業評価」についての説明を終わらせていただきます。

座長： ただいまの説明について、ご意見ご質問等ござりますか。27 ページが局への提出書類です。25、26 ページはここでの評価、前回ご議論していただいた連携計画を作つて合意していただいた評価です。25 ページ、26 ページは国へは提出しないということでおよろしいですか。

事務局 25 ページ、26 ページは補助対象外の路線も入っておりますが、参考資料として国へ提出します。市全体のコミュニバスがどのような状況かを踏まえて補助対象路線の評価をしていきたいと考えています。

座長： 第三者評価用に出される資料ですから、今日ご了承いただかないと出せません。27 ページは全国統一のものです。もう一つ中部運輸局支局をとおして、中部運輸局管内での概要と全体を含めて出していただけませんかということになっていた資料は、25 ページ、26 ページ、28 ページ以降の参考資料をつけながらお出ししますよということでおよろしいですか。

事務局： そのとおりです。24 ページ、25 ページ、26 ページ、28 ページから 30 ページの資料を作成して国へ出していくというように考えています。

委員 27 ページの資料は国の補助金を受けているということで、補助事業の評価をしていただく資料になります。全国的に統一した様式で作成していただきたいと思います。それとは別に 5 月に事業の第三者評価委員会が名古屋中部運輸局で開催されることになっておりまして、その資料として別に示した様式で補助事業にとどまらず事業全体の評価をまとめたものを提出していただきたいと思います。中部運輸局として様式を定めていますが、今日 24 ページ以降の事業評価をご説明いただいているので、この内容で合意をいただけるようであれば、あとは適宜様式に落とし込んでいただき、

提出をいただいて、評価委員会で説明していただくというように考えていただければ結構です。ひとつお願ひですが、24ページから26ページまでの資料の実績をとつていただいている期間が24年4月から25年の3月まで、この期間についてはこの協議会で評価をしていただくということですので任意の期間をとらえていただくといことは全く支障がないのですが、27ページの実績については補助金の補助対象期間が10月から9月までなっていますので、この数字の取り方が4月から3月までですと、補助対象期間外の実績が入っているということになりますので、そこだけ修正をお願いしなければならないので、よろしくお願ひします。

座長：27ページは国の補助金が対象になった路線の評価をしてくださいというものです。補助金は昨年の10月からいただいています。各目標効果達成度あたりからの数値が26ページの達成度の数値が一致しているとすると、昨年の4月からの数値になりますので、10月からの補助期間の数値にこの27ページだけ修正しておかなければいけません。そのことを踏まえてのお願いですがいかがでしょうか。

事務局：期間については、修正しまして国へ提出したいと思います。第三者評価委員会の資料につきましては、国へ出す資料とほかのものをまとめたものを様式に落とし込みまして提出したいと思います。

座長：このことを踏まえて、事業評価について何かご意見、ご質問ありますか。

委員：目標の達成状況の説明でございますが、事業実績や収支率でおとりいただいて、なかなか100パーセントを超えているところが少ないとという状況がありますが、連携計画の評価という位置づけの中で25年度が短期計画の最終年度になるというお話をございましたが、数値を示して定量的な目標を定めることも大変重要なと思うのですが、例えば豊川市の場合だと地域路線の設定変更見直しを行っていくための協議会の取り組み等もありますので、そういった評価も含めてこの協議会で評価をしていくということも一つの方法かと感じています。みなさんがどう評価するか決めていただくということですので、国の立場として難しいところもありますが、そういった施策も含めて評価をしていくと、コミュニティバスに対する思いも違ってくるかと感じています。そういったこともご検討いただければと思います。

座長：事業の評価、26ページの右下あたりが、こういう表現で、もう少し評価を上げてもいいのではないかとか、もうちょっと厳しくした方がいいのではないかというようなご意見でも結構でございます。よろしいでしょうか。事業評価について、事務局で提出したものを委員へ郵送しておくことをお願いできますか。

事務局：郵送させていただきますので、よろしくお願ひします。

座長：それでは、ご了承いただることはできますか。

（異議なしの声あり）

座長：この事業評価については、ご了承いただいたということで進めさせていただきたいと思います。それでは、協議事項（4）「来年度の事業」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：協議事項（4）「来年度の事業」について説明させていただきますので資料31ページをご覧ください。資料左側が25年度の事業概要、右側にはイメージになりますが、スケジュール表をお付けしました。最初に来年度の事業概要について説明させていた

だきます。平成25年度は、地域公共交通総合連携計画に定めました短期計画期間の最終年度になります。短期計画期間の目標値に対する達成状況を把握し、コミュニティバス路線の評価を行ないます。そのために、(1)バス利用実態調査と市民意識調査を実施します。調査方法等については、来年度、委員の皆さんに協議していただくことになりますが、バス利用実態調査については、コミュニティバス10路線と新豊線・豊川線の利用者を対象に、OD調査、アンケート調査を行ないます。また、市民を対象にバス路線に対する満足度や意識などを把握するためのアンケート調査を実施します。これらの調査結果等を基に、(2)目標値の達成状況の把握、コミュニティバスの評価を行い、そして、平成26年以降の見直しの方向性についての検討を行ないます。調査時期については、5月に見直しが行なわれますので、見直し後、半年くらい経過してから調査を行なう予定でいます。その他、(3)についてですが、見直し後の路線で、課題・問題点が生じた場合、一部見直しで対応できるものについては、軽微な見直しを行ない改善したいと考えております。また、来年度も国の補助メニューを活用する予定でいます。(4)生活交通ネットワーク計画については、6月中に26年度分の生活交通ネットワーク計画を作成し国に提出します。その後、路線の見直しにより、変更の必要が生じた場合は適宜、変更手続を行ないます。最後に(5)利用促進策についてですが、来年度は市制70周年となりますので、記念事業として、10月頃にスタンプラリーを実施する予定でいます。実施方法等については、来年度、委員皆さんに協議していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。資料右側にお付けしました平成25年度のスケジュール表につきましては、後ほどご確認お願ひいたします。続きまして平成25年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出予算書案」について説明させていただきますので、資料32ページをご覧ください。資料左側が、平成25年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出予算書案、それから、右側には参考として、豊川市コミュニティバスに関する、平成25年度豊川市の歳出予算書抄本をお付けしています。平成25年度も24年度と同様に、コミュニティバスの運行負担金や運行計画調査の業務委託費、バス停設置に係る工事などの事業費は、豊川市の予算で執行し、事業を進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、地域公共交通会議の予算案について説明させていただきます。資料の左から科目、25年度の予算額、前年度予算額、そして、前年度との比較になります。上から順に説明させていただきます。最初に歳入の1負担金及び補助金についてですが、平成25年度につきましては、豊川市から負担金として地域公共交通会議に998,000円入金されます。その下の2繰越し金については、平成24年度の地域公共交通会議予算の剩余额になります。剩余额については、25年度予算に繰越しを行い、豊川市に返戻します。金額についてですが、現在も事業を行なっており、額の確定は、4月以降になりますので、今回示しました166,000円は、見込額となりますのでよろしくお願ひいたします。次にその下の、預金利子については、1,000円計上し、平成25年度歳入の合計は、1,165,000円になります。次に歳出についてですが、科目1事業費1委託料につきましては、今年度と同様に、豊川市が予算を持って、市の契約規則に基づき、入札を行い、運行計画調査業務委託先と契約を交わし、業務を進めますので、交通会議の予算額は0円となります。同様に、2負担金についても、豊川市が運行事業者と協定書を結ばせていただき、運行負担金の支出を行ないますので、交通会議の予算額は0円となります。なお、25年度の運行事業者につきましては、引き続き豊鉄バス㈱と豊鉄タクシー㈱に運行していただくことを予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。その下の3補助金については、前年度と同様に各地区地域協議会に対する活動を補助するために200,000円計上しております。次に2需用費につきましては、イベントなどの啓発事業を実施する際に要する景品や事務用品などの消耗品費として590,000円、また、イベント等を周知するためのチラシを作成する印刷製本費として200,000円計上しております。続きまして、3役務費1手数料についてですが、24年度までは、事業者等に支払いを行なう場合の手数料は無料でしたが、平成25年度からは、手数料が発生する

とのことですので、今回、振込手数料として8千円計上しています。次に3雑費1繰出金につきましては、繰越金として計上しました平成24年度の交通会議剰余金を豊川市に返戻するもので、見込額となりますが、166,000円計上しています。最後に、予備費として1,000円計上し、平成25年度の歳出額は1,165,000円となります。以上で平成25年度予算書(案)についての説明を終わりますが、歳入の繰越金額、歳出の繰出金が見込額でお示ししておりますので、金額が確定しましたら、次回の交通会議に、平成24年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出決算書と併せて示させていただきます。また、予算案の中で、地域協議会活動支援のための補助金、それから、消耗品費のうち、必要とする事務局費の一部の執行につきましては、事務局に一任していただき、豊川市地域公共交通会議事務処理規定第7条に基づき、事務局長の専決にて執行させていただくことも含め、平成25年度予算案についてご承認お願いいたします。続きまして、33ページをご覧下さい。地域公共交通会議設置要綱等の改正について説明させていただきます。現在、豊川市地域公共交通会議の事務局についてですが、組織機構改革により平成25年度から課の名称が、「地域安心課」から「人権・交通・防犯課」に改めます。このことに伴い、今回、「豊川市地域公共交通会議設置要綱」及び「豊川市地域公共交通会議事務処理規定」を改正する必要がありますので、改正案を示させていただきました。資料左側には、設置要綱、資料下には事務処理規定の新旧対照表をお付けしています。設置要綱それから事務処理規定とも、事務局に関する文言を「地域安心課」から「人権・交通・防犯課」に改めております。資料右側と34ページには、改正後の設置要綱、それから35ページ、36ページには、事務処理規定の全文をお付けしていますのでご確認していただき、よろしければ、「豊川市地域公共交通会議設置要綱」及び「豊川市地域公共交通会議事務処理規定」の改正案についてご承認よろしくお願いいたします。それでは、協議事項(4)「来年度の事業」についての説明を終わらせていただきます

座長：来年度のスケジュールも含めての事業と予算案についてご説明いただきました。機構改革に伴う会議設置要綱、事務処理規定の改正案についての説明でした。これについてご質問、ご意見などありますか。来年度が連携計画の短期の部分の最終年度になります。そういう意味で先ほどの利用実態調査、市民意識調査をして短期部分の評価をしてPDCAを回していくという、次のチェック、アクションの部分が来年度に入ってくるということになります。調査のスケジュールですが、地域路線についての地域の皆さんとの話し合いを、この中に入れるかどうかは別として、ぜひ続けていただきたいと思います。アンケートだけでない生の声を、特に5月に新しい路線の運行計画を実行していただいて、経路の変更、見直しについては利用する地元の皆さん、利用している方のご意見が大切ですから、スケジュールには入っていませんが、事務局で適宜、お聞きいただいて、6月、9月に何らかの形でご提案いただきたいと思います。地元の区長さんも委員に入っておられますので、声を皆さんから聞いていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、なければ、協議事項(4)「来年度の事業」の進め方、そして、平成25年度地域公共交通会議歳入歳出予算書案、それから地域公共交通会議設置要綱、事務処理規定の改正案については、事務局案のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

座長：「異議なし」とのことですので、協議事項(4)「来年度の事業」の進め方、そして、地域公共交通会議設置要綱、事務処理規定の改正案、平成25年度地域公共交通会議歳入歳出予算書案については、事務局案のとおりとします。次に報告事項に入ります。報告事項(1)「豊川市コミュニティバスの利用状況」と報告事項(2)「西浦豊橋線の廃止申し出に関する協議結果の報告」について事務局から説明お願ひします。

事務局：それでは、報告事項について説明させていただきます。最初に運行開始以降の利用者数について説明させていただきますので、資料37ページ左側をご覧ください。運行開始後から今年2月までの利用者の推移を示したグラフをお付けしています。赤い線が全路線の合計利用者数、青い線が、1日あたりの平均利用者数を示しています。グラフの中の、破線は、昨年10月から運行を開始したごゆりんバスの利用者数を除いた推移を表わしています。1月、2月と全体の利用者数は減少しましたが、ごゆりんバスを除いた利用者数と昨年同月の利用者数と比較しますと、昨年1月の利用者数5,009人、2月の利用者数5,462人に対し、今年1月は5,440人、2月は5,751人と増加しています。資料右側上には、路線別に利用者数を月別にまとめた表、それからその右に前年同月の利用者数と比較したグラフをお付けしています。グラフの青色が23年11月から24年2月までの利用者数の合計、赤色が24年11月から25年2月までの利用者数の合計になりますが、前年同月に比べて基幹路線の利用者数が増えていますが、地域路線では、減少している結果となっています。右下には、利用者総数に対する各路線の利用者が占める割合を示したグラフをお付けしていますので、後ほどご覧ください。資料38ページをご覧ください。路線別に月別の利用推移を示したグラフをお付けしています。1番上のグラフは、各路線の1カ月あたりの利用者数、その下は1日平均利用者数、1番下のグラフは、1便あたり平均利用者数の推移を表わしております。前回会議にお示しした資料に今年1月、2月の利用実績を加えたものになります。特に大きな変化はありませんが、昨年12月に比べ、今年1月2月の利用者数が減少している路線が多くなっていますが、豊川国府線、それから、一宮地区地域路線で利用者数が増えている結果となっています。それから、御津線の2月利用者数は、これまでで、最も多い結果となっています。また、昨年10月に運行を開始しましたごゆりんバスにつきましては、運行開始後から利用者数が減少している状況です。その他の路線、それから、その下の1日平均利用者数、1番下のグラフは、1便あたり平均利用者数の推移を示したグラフにつきましては、後ほどご覧ください。39ページ左側をご覧ください。乗継券の発行状況をまとめています。左上の表は、各路線の利用者のうち、乗継券を利用した人の割合をグラフにしています。最も多い路線は、豊川国府線で利用者のうち約10%の方が乗継券を利用しています。乗継券の利用が少ない路線は、千両三上線で1%となっています。その下には、乗継券の利用者が、どの路線から乗り継いだかわかるように、グラフにしています。豊川国府線とゆうあいの里小坂井線との乗継、御津線では豊川国府線からの乗継ぐ割合が高くなっています。その他の路線についても、後ほどご覧ください。資料右側をご覧ください。定員超過時の臨時便の運行回数についてですが、資料には臨時便の運行回数をまとめた表をおつけしています。表の下になりますが、一宮地区地域路線では、昨年10月の見直し後、臨時便の運行回数が減少していましたが、1月、2月は少し増加した結果となっています。前年同月と比較しますと、臨時便の運行回数は減っていますので、見直しの効果があるものと考えております。40ページをご覧ください。回数券の利用率をまとめています。青い線で表わした1月と赤い線で表わした2月をみると、ゆうあいの里小坂井線、一宮地区地域路線で利用率が伸びています。音羽地区についてですが、音羽線では、利用率80%を越えていますが、音羽地区地域路線では、平均利用率が40%程度となっており、利用の差が大きい結果となって

います。コミュニティバス全体の平均利用率は、48%となってています。以上で豊川市コミュニティバスの利用状況についての説明を終わらせていただきます。最後に資料41ページをご覧ください。前回会議で説明させていただきました「名鉄バス東部(側西浦豊橋線の廃止申し出)」についてですが、2月18日に愛知県バス対策協議会幹事会が開催され、廃止申し出について、協議が行なわれました。協議の結果、運行事業者の申し出のとおり、西浦豊橋線は、平成25年4月1日付けで廃止することになりましたので、委員の皆さん、ご承知おき下さい。以上で報告事項についての説明を終わらせていただきます。

座長：ただいまの報告事項について何かご意見、ご質問等ございませんか。運行して1年半近くになりますが、少しずつご利用の方が増えてきているということは言えるのですが、これで5月に新しい計画で運行していただくということで、楽しみですが、市民の皆さんのが新市民病院に行かれるときにどんな形で行っていただけるか、ご意見なりがいただけたらと思いますし、多くの方がコミュニティバス、新豊線をご利用になつていただけるしくみができるといいと思いますし、そのためには、皆さんからご意見をいただくということが大切ですので、決まりましたことについては、地元にお帰りになつたらご友人、ご家族に、こういうふうになるよとお話を聞いていただけるといいと思います。何かございますか。なければ、次に「その他」に入ります。事務局から連絡などがあれば、お願ひします。

事務局：本日は、お忙しい中、委員の皆さんにはお集まりいただきましてありがとうございました。これで5月1日からの新市民病院開院についての見直しが済みました。今度は、それにいかに乗っていただくかということで、事務局でがんばって行きたいと思います。地域路線については、先ほどもお話がありましたが、地域になるべく市職員も入つていって、意見をお聞きしながら見直し等を行っていきますのでよろしくお願ひします。連絡事項ですが、前回の会議でもご報告させていただきましたが、豊川中ライオンズクラブから、バスの待合用として木製のベンチを5脚寄贈いただくことになっております。4月11日に寄贈式を行い、本市も市制施行70周年記念事業の一つとして協賛をいたします。当日は午前10時に市長室、午後1時に音羽支所、午後2時に御津支所、午後3時に小坂井支所、午後4時に一宮総合支所のバス停で贈呈式を開催いたします。委員の皆さんもご都合がよろしければ、お近くの支所での贈呈式へご参加いただければと思います。また、委員の皆さんにご尽力いただきましたおかげをもちまして、5月の新市民病院の開院に向けての変更計画をまとめることができました。今後は、変更の手続きを進めさせていただきますので、引き続きご協力をお願ひいたします。最後になりますが、4月から新しい年度が始まります。委員の皆さんの中で、所属している団体の役員変更、異動などにより、地域公共交通会議の委員が変更になる場合が出てくるかと思います。この場合には、お手数ですがご連絡のほどをお願いします。ご連絡いただきましたら、後日新しい委員の選出に関する書類を送付させていただきます。次回の会議は6月頃を予定しています。正式な日程が決まりましたら事務局から連絡をさせていただきます。それから、今回の会議で修正する部分を送付するという形でご了承いただいた部分があります。こちらについては、できしだい、郵送させていただきますのでよろしくお願ひします。事務局からの案内については以上です。

座長：それでは、長い時間ありがとうございました。ぜひ、いろいろなご意見をいただいていいものにしていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。第16回の豊川市地域公共交通会議を締めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(会議終了)

この議事録は、真正であることを認め、ここに署名する。

平成25年 月 日

座 長

議事録署名人

議事録署名人